

思想の身体

戒の巻

松尾剛次 編著

市川裕

佐々木閑

沖本克己

末本文美士



戒律は、戒・定・慧の三学の一つとして、
仏教の基本的な構成要素で、
ある時は甲に、ある時は足に、
ある時は灯火に喩えられる。
戒という甲を身につけ、精神を集中し(定)、
仏陀の教え(慧)によって
煩惱を破砕するといわれる。

春秋社

【執筆者紹介】

- 松尾剛次 1954 年長崎県生まれ。東京大学大学院博士課程中退。
現在、山形大学人文学部教授。
- 市川裕 1953 年埼玉県生まれ。東京大学大学院博士課程満期退学。
現在、東京大学人文社会系研究科教授。
- 佐々木閑 1956 年福井県生まれ。京都大学大学院博士課程満期退学。
現在、花園大学文学部教授。
- 沖本克己 1943 年生まれ。東京大学大学院博士課程中退。
現在、花園大学文学部教授。
- 末木文美士 1949 年山梨県生まれ。東京大学大学院博士課程修了。
現在、東京大学大学院人文社会系研究科教授。

思想の身体——戒の巻

2006 年 8 月 20 日 第 1 刷発行

- 編 者 松尾剛次
発行者 神田 明
発行所 株式会社 春秋社
〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-6
電話 03-3255-9611 (営業)
03-3255-9614 (編集)
振替 00180-6-24861
<http://www.shunjusha.co.jp/>
- 装 丁 美柑和俊
印刷所 萩原印刷株式会社
-

©Printed in Japan 2006

ISBN 4-393-33258-X

定価はカバーに表示してあります

はじめに

日本人の世界観、宇宙観、死生観、倫理観を見直す必要を私たちは切実に感じている。それも広い視野のもと総合的にとらえたいと願っている。二一世紀に入り、新たな時代の息吹の中で、日本人の思想的営みをラディカルに、つまりは根底から問い直したい。

日本の思想や哲学や宗教や心意伝承について、これまでもさまざまな捉え返しがなされてきた。しかしこれまでの試みでは、われわれの心と魂、思考と感性を広く見渡す知的な場が欠けていた。

たとえば、思想史、宗教学、仏教学、歴史学、国文学、民衆史、民俗学、文化人類学などという学問分野や知的ジャンルが存在してきたが、そのようなジャンルの枠内に逼塞するような限定の仕方では不十分であり、対象が語りかけてくるものを汲み尽くせないのではなからうか。そうした分野やジャンルを横断し、新たな視角で日本の思想文化史を見直したい。その際、「思想」はもはや文字文化に習熟した人々の書きのこした文書や権威を確立した文献資料群だけを指すものではない。

民俗学や文化人類学や民衆史が注目してきたような、実践や感性や体験に関わる表現領域にも十分な関心を払いたい。また、表象文化の研究やフィールドワーク的な研究の成果にも目を向けたいし、現代社会に生きる人々が日常生活で直面しているようなアクチュアルな諸問題との関わりにも鋭敏でありたい。

本シリーズはこのように現代人にとって身近であるとともに人間生活の全体に関わるものとして、日本の思想文化や精神文化をとらえることを目指し、そのような探求の目標を「思想の身体」と名づけている。

「身体」とは文字どおりの人間のからだを意味するとともに、広く人間生活の「かたち」を意味し、さらには「基層」「下層」「深層」を意味する。

抽象化された概念的思考によってまとめあげ頭で支配するものとしての「思想」に対して、日々の生の営みの中で生起してくる実践的諸問題に届くような「思想の身体」を考え直したい。心臓や内臓、手足や骨や筋肉の思考にも、記憶や情念や魂とよばれる領域にも、さらには交わりや仕草や姿勢が表すものにも注目したい。

したがって、これまで「正統的」と見られていたような思想史や宗教史からはもれ落ちてしまいがちだった「深み」や「無意識」や「周縁」や「裏」の部分にも鋭い探求の垂鉛を降ろすようにしたい。

各巻のタイトルとなった漢字一字はこのような探求のための手がかりとして選ばれたものだ。

「愛」「悪」「霊」「徳」「性」「死」「狂」「戒」「声」の九つの語である。

現代人の身近な生活のリアリティに関わるとともに、先史時代から現代に至る日本の「思想の身体」を問うのにふさわしい語を選んで各巻の主題とし、編者にはそれぞれの主題をそれぞれの仕方ですく探求していただくこととした。

編者もそうだが、執筆者もその素養はさまざまな学問的分野に及び、さらには芸術家などのさまざまな表現者にも登場願っている。論じ方も多様であるが、多様な論のぶつかりあいから新たな論点が生じてくることをねらい、対論や鼎論、座論による深化を図っている。

だが、多様な形式や立場を組み込みつつも、シリーズの全体を貫くのは「思想の身体」を問うというモチーフであり、そこにこそ本シリーズの集約点がある。新しい思想史、文化史、精神史への手応えある展望を開きたいという願いがそこにかけられている。

現代人が個々の切実な問題を考えようとするとき、われわれは「思想の身体」という新しい視点から問いかけてみざるをえない。本シリーズはそのような要求に応えながら、未来を照らす大きなビジョンを提示すべく、学芸的な蓄積と情熱を惜しみなく注ぎ込もうとするものである。

シリーズ編集委員◎島蘭進・黒住真・鎌田東二

思想の身体——戒の巻

目次

はじめに
i

第一章 〈戒〉と日本仏教——破戒と持戒のはざままで	松尾剛次	3
---------------------------	------	---

第二章 一神教と〈戒〉——ユダヤ教的特徴	市川裕	61
----------------------	-----	----

第三章 〈戒〉と〈律〉——シャカムニの仏教	佐々木閑	105
-----------------------	------	-----

第四章 〈戒〉の現代的意味——仏教に見る	沖本克己	125
----------------------	------	-----

対 論 日本人にとって〈戒〉とは何か	末本文美士・松尾剛次	161
--------------------	------------	-----

あとがき
211

思想の身体——戒の巻

シリーズ編集委員 ● 島蘭進・黒住真・鎌田東一

戒

第一章

〈戒〉と日本仏教

——破戒と持戒のはざまで

松尾剛次

の

卷

第一章 〈戒〉と日本仏教——破戒と持戒のはざまで

一 はじめに 6

二 古代の戒律 8

通過儀礼としての授戒 8

善信尼 9

鑑真来朝と国家的授戒制の樹立 10

最澄による延暦寺戒壇の樹立 14

尼と授戒 22

三 中世の戒律 25

破戒の中世 25

実範の戒律復興 28

貞慶 29

俊苒 32

覚盛 33

叡尊 35

自誓受戒と戒律「復興」運動 37

比丘尼戒壇 45

興円・恵鎮 47

四 おわりにかえて——近世以後の戒律復興運動 50

明忍 50

慈雲飲光 51

明治の「肉食・妻帯・蓄髪は勝手たるべき事」と戒律復興運動 54
現代における戒律「再考」の必要性 56

一 はじめに

仏教において、僧侶と俗人を分かつものはなんであろうか。それには種々あるが、その最も重要で、かつ顕著な要素として、戒律がある。戒律という言葉は、本来、良き習慣を意味する戒と、僧侶集団の規則を意味する律の二つの異なる語を一括したものである。

しかし、日本では、そうした戒と律の相違が忘れられ、戒律といえば、釈迦が定めたという僧侶集団の規範の意味に解され、不淫（性交をしない）、不盜、不殺などを内容とする。

戒律は、戒・定・慧の三学の一つとして、仏教の基本的な構成要素で、ある時は甲に、ある時は足に、ある時は灯火に喩えられる。戒という甲を身につけ、精神を集中し（定）、仏陀の教え（慧）によつて煩惱を破碎するといわれる。また、戒を足として悟りへの道程を歩むとされる。さらに、仏陀滅後の無明の長夜を照らす灯火だともいう。

もともと、依拠する戒律書によつて戒律の内容は異なる。日本で一般化したのは『四分律』に説く二五〇戒と『梵網經』下に説く一〇重四八輕戒（一〇の重要な戒と四八の補助的な戒）である。

『四分律』は、北インドのカシミール出身の仏陀^{ぶつだ}耶舎^{やしや}（生没年不明）が暗記して中国へもたら

したもの、四一〇年から四一二年にかけて竺^{じくぶつねん}仏念（中国甘^{かんしやう}肅省出身、四世紀頃の人）らとともに、長安で漢訳したもので、本文で述べるように、鑑真の来朝以後、大いに日本で使われた。他方の『梵網經』は、五世紀に中国で偽作されたと考えられているが、最澄によって大きく注目されることになった。

『四分律』と『梵網經』では、内容が共通するものもあれば、異なる点もある。不淫戒などは共通するが、肉食禁止などは『梵網經』に特有な規定である。それらの戒律書に依拠して、僧侶たちは、肉食・妻帯を禁じられた生活を送ることを理想、いや義務としていた。

ところが、明治五（一八七二）年四月の「肉食・妻帯・蓄髪は勝手たるべき」という太政官布告によって、日本の僧侶たちは、公然と肉食をし、妻帯するようになっていった。それゆえ、現代の日本の僧侶は妻帯し、肉も食べる。もともと、本文で触れるように明治五年以前において、日本の僧侶たちが戒律を守っていたかは疑わしい。

ところで、従来ともすれば戒律が守られなかった事実ばかりが目目され、戒律の社会的意義は軽視されてきた。それでは、戒律は、いかなる社会的な意義を有していたのであろうか。また、破戒と持戒（戒律復興運動）の相克の思想的な意味はなんであろうか。それらの問いの答えを求めて、日本仏教を歴史的かつ具体的に見直してみよう。

二 古代の戒律

通過儀礼としての授戒

戒律は、単に僧侶集団の規範であつたばかりではなく、いま一つ、いやより重要な役割を有していた。すなわち、戒律護持を誓う儀礼である受戒（受ける側からは受戒、授戒師の側に立てば授戒）が、僧侶集団の重要な通過儀礼を構成していた。これこそ、ややもすれば従来の戒律研究において等閑にふされてきた点である。

ここでは、『四分律』に依拠した受戒を説明しよう。僧侶となろうとする男性は、まず、一人の戒師（戒律に精通した人）の前で一〇戒の護持を誓つて（受戒して）、沙弥しゃみという雛僧となつた。一〇戒とは、不殺生（殺生せず）・不偷盜（偷盜せず）・不淫（淫せず）・不妄語（うそをつかず）・不飲酒（飲酒せず）・不塗飾香鬘（花鬘をつけず、香を身に塗らず）・不歌舞觀聽（歌舞、および往きて觀聽せず）・不坐高広大牀（高広の大床上に座さず）・不非時食（午後に食事をせず）・不蓄金銀宝（金銀宝物を執持せず）である。

沙弥は、二〇歳になると、一〇人の戒師（三師七証、一〇師という）の前で二五〇もの戒律護持を誓つて、一人前の僧たる比丘となつた。二五〇戒は、完全にそろつた戒という意味で

「具足戒」ともいう。とくに、不淫・不殺・不盜・不妄語（我は悟ったと大言壮語しない）の四戒の破戒は、波羅夷罪はらいぎと呼ばれ、僧団追放という厳しい刑に処されることになっていた。この具足戒の授戒が行なわれる場合は、壇状になっているので戒壇という。

女性の場合は、一人の戒師の前で一〇戒の護持を誓って、沙弥尼という雛尼となった。

沙弥尼は、一八歳になると六法戒の護持を誓って式叉摩那しきしゃまなとなった。その後、二年間は式叉摩那として修行する。六法戒の内容は以下の通りである。すなわち、淫と摩触男子（男身に触れる）と盜五錢と殺人と大妄語（我は悟ったと大言壮語すること）をなせば追放であるということと、通常の妄語・非時食・飲酒をなす者および淫などの追放刑の未遂者は、それまでの期間の修練を無効として、改めて二年間行じさせる。

二〇歳（既婚者は一二歳以上）になると尼寺で尼一〇人の前で三四八戒の護持を誓い、その後、僧寺で僧一〇人の前で三四八戒の護持を誓って、一人前の尼たる比丘尼となった。三四八戒のうち、とくに八戒は波羅夷罪とされ、僧の四波羅夷罪に情欲をもって男身に触れるなどが付加されている。

善信尼

こうした授戒儀礼が問題にされたのは、崇峻天皇元（五八八）年のことである。この年に、すでに出家していた善信尼（五七四—？）が、出家は戒をもととするから、百済に渡って受戒

の法を学んで来たいと語ったという。善信尼は他の二人（禪藏尼、惠善尼）とともに、敏達天皇一三（五八四）年に、高句麗の還俗僧惠便げんぞうを師として、一一歳の時に出家した。彼女らこそ、日本最初の尼であった。善信尼らは、百済に渡り、如法（法に叶った）の受戒を受けて二年後には帰国した。その後、三尼は桜井寺（奈良県桜井市）に住し、彼女らのもとで、大伴狭手彦連の女善徳、大伴狛夫人新羅媛、百済媛らが出家したという。

しかし、善信尼は年齢などから、はたして如法の比丘尼となるための受戒を受けたのか疑問とされている。というのも、善信尼は、崇峻天皇三年においては、まだ一七歳に過ぎず、如法の比丘尼となる資格年齢に満たないからである。ただし、先述のように既婚者であれば一二歳以上で比丘尼となる規定があるが、その面もはつきりしない。それゆえ、善信尼が受けた戒の内容は明確ではなく、比丘尼戒ではなかったと考えられている。

鑑真来朝と国家的授戒制の樹立

古代の戒律の歴史上、最大の画期といえるのは、鑑真（六八八―七六三）による日本の国家的授戒制の樹立である。鑑真は、仏教者に戒律を授ける導師として日本に招請された。先述したように、出家者が一人前の僧となるためには、戒壇という施設で、有資格者の僧から具足戒を受けねばならない。しかし、八世紀前半の日本には正式の戒壇はなく、戒律を授ける資格のある僧も不足していた。